

令和4年11月28日

著作権法施行令の施行に対する当協会コメント

ブルーレイディスク（BD）機器・媒体を私的録音録画補償金の対象とする著作権法施行令の11月25日施行につきまして、文化庁からの施行通知を未受領のため施行内容を十分に確認できておりませんが、以下の通りコメントいたします。

本施行令案に対して本年8月23日から9月21日までパブリックコメントが募集され、当協会としては以下3点を主な理由に強く反対する意見書を提出しました。また補償金の支払い義務を負う消費者の意見として、複数の消費者団体の反対意見も公表されています。

パブコメ意見書 https://home.jeita.or.jp/press_file/20220831161738_rdwJeBmzv9.pdf

<反対の主な理由>

1. 機器追加を行う合理的理由が示されていない
2. 著作権保護技術（DRM 技術）が考慮されていない
3. 政令案の決定に至るプロセスが不透明である

当協会や消費者団体の反対意見を含め計2,406件もの意見提出があり、9月30日衆議院経済産業委員会では「関係者の反対意見も踏まえ熟慮する。意見をつぶさに検討して適切に対応する」などの政府答弁があったにも関わらず、56件に集約された概要資料をもって、早くも10月5日文化審議会にて機器追加を行う旨が報告され、10月21日に政令改正が閣議決定されました。

この間、関係当事者である当協会に対して何も説明なく、また2,406件の意見詳細も無く開示は56件の概要資料のみと、関係当事者の合意以前に事業者や消費者に対する十分な説明もないまま機器追加が決定されたことは、極めて遺憾です。

本制度が運用される上では必須となる補償金の額や請求・徴収方法など、何も決まっていない中での施行、更には施行通知も未受領のため内容を十分に確認できない現状に困惑しておりますが、著作権法第百四条の五には製造業者等の協力義務が、第百四条の六の第3項には補償金の額について製造業者等の団体の意見が聴かれる旨の規定もあることから、当協会としては法の定める範囲にて引き続き真摯に対応してまいります。

以上